

**令和5年度
指定障害福祉サービス等
指定障害児通所支援
事業者集団指導**

(基準省令・基準条例の改正)

令和6年3月

長崎市福祉部障害福祉課 総務企画係

■長崎市で指定を受ける事業所の基準について

種別	長崎市の基準条例	国の基準省令
障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
障害者支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
障害児通所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童発達支援センターのみ）
相談支援		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

令和6年4月1日から基準省令の内容が一部改正されていますので、ご確認いただき、適正に運営を行ってください（次のページ以降に主な内容を記載）。

※改正省令の全文や、今回の報酬改定も含む全体の概要については、厚生労働省のホームページ又は添付する国の通知に掲載されています。

【厚生労働省：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の主な改正内容 **令和6年4月1日施行**

	サービス	改正内容
1	全サービス	サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する。
2	同上	サービス提供責任者・サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。
3	同上	障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならない。
4	全サービス（訪問系サービスを除く）	サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
5	同上	個別支援計画の作成に当たっては、 ・利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 ・アセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の主な改正内容 **令和6年4月1日施行**

	サービス	改正内容
6	共同生活援助	<p>指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>また、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</p> <p>【令和7年3月31日までの間は努力義務】</p>
7	同上	<p>地域連携推進会議の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。【令和7年3月31日までの間は努力義務】</p>

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の主な改正内容 **令和6年4月1日施行**

	サービス	改正内容
1	障害者支援施設	指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
2	同上	個別支援計画の作成に当たっては、サービス管理責任者は、利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえる。
3	同上	指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。 【令和8年3月31日までの間は努力義務】
4	同上	個別支援会議について、利用者本人や地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の主な改正内容 **令和6年4月1日施行**

	サービス	改正内容
5	障害者支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。 ・ 地域連携推進会議の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 <p>【令和7年3月31日までの間は努力義務】</p>
6	同上	<p>地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。また、地域移行等意向確認等に当たっては、障害者総合支援法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者（地域生活支援拠点）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>【令和8年3月31日までの間は努力義務】</p>

■**児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の主な改正内容**
令和6年4月1日施行

	サービス	改正内容
1	全サービス	管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。
2		指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。
3		障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならない。
4	保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならない。 ・ おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
5	児童発達支援、放課後等デイサービス	指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加え保護者にも示す。

■**児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の主な改正内容**
令和6年4月1日施行

	サービス	改正内容
6	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。 ・ 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定・公表しなければならない。
7	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。 ・ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的な内容を定めなければならない。

※改正省令の全文や、今回の報酬改定も含む全体の概要については、厚生労働省のホームページ又は添付する国の通知に掲載されています。

【厚生労働省：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

■添付資料

- ①「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）」
（令和6年1月25日障発0125第1号、こ支障第16号）
- ②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整理に関する省令及び児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）」
（令和6年1月25日障発0125第2号、こ支障第17号）